

平成24年（ワ）第49号等

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面 7

2013年3月15日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井



弁護士 河 西 龍 太 郎



弁護士 東 島 浩



弁護士 椛 島 敏



弁護士 長 戸 和



記

第1 はじめに

- 1 本書面は、被告九州電力答弁書13頁以下の「被告の主張」について、第2章以下に関する認否・反論をするものである。
- 2 なお、第4章「原子力発電の必要性」に対する反論については、すでに提出済みであるので、今回は特に認否・反論は行わない。

また、第1章に関しては、特に事実が記載されているものではないので、認否不要であるし、被告九州電力の主張については争うものである。

第2 第2章について

- 1 同第1について

すべて争う。

福島第一原発事故等によって明らかになったとおり、玄海原発をはじめとする原子力発電施設が、人類の人格的生存と根本的に相容れない存在であり（この点は原告ら準備書面6等で主張しているし、今後も主張予定である）、当然その運転は差し止められるべきである。

- 2 同第2について

争う。

玄海原発をはじめとする人類の人格的生存と相容れない存在であることは上述のとおりであって、原告らの平和的生存権を侵害することは明らかであるから、生存権に基づく差し止めが認められるべきである。

- 3 同第3について

争う。

第3 第3章について

すべて認める。

第4 第5章について

1 第1について

認める。

2 第2について

摘示された機能が十分に機能しているかについては疑問があるが、記載された各設備の内容及びその機能・目的については認める。

ただし、特に第5項及び第6項については、それに記載されたものだけで原発施設の安全対策として十分であるというならば、同様の機能を備えていた福島第一原発で過酷事故が生じたことから、対策が不十分であることは明らかであって、強く争うものである。

また、第7項については、末尾の「安全に」貯蔵されているとしている点については強く争う。なお、貯蔵施設の容量がまもなく満たされてしまい、かつその処理について何ら具体的計画が存在しないことは原告ら準備書面6等で主張したとおりである。

第5 第6章について

1 第1について

争う。

我が国の原子力発電所については、例えば敦賀原発や柏崎刈羽原発等、原発直下に断層が存在することが最近になって明らかになっており（ただし、活断層存在の危険性については従来より指摘されていたが、それを無視して原発は建設されたものである）、従前の立地基準下で建設された原発については、設計計画の時点で安全性が満たされていたとは到底認められないし、それは運転開始後も同様である。

なお、被告九州電力は、安全確認を行ったというのなら、本件訴訟においてはその内容についての検討が不可欠であるので、その内容や結果等をすべて

明らかにされたい。

2 第2について

争う。

玄海原発の立地する玄海町や近傍の唐津市で、白血病の死亡率が以上に高いことは準備書面6等で指摘したとおりであるし、平常運転時についても、原発作業員は過酷な被爆を強いられている。

3 第3について

(1) 頭書について

争う。

福島第一原発事故が起きたことから明らかなとおり、同一の基準にて運転されてきた我が国の原子力発電所について、安全対策が不十分であったことは明らかである。

また、原発施設は、事故が発生した場合の被害の大きさに照らして、完全・完璧な安全性を備えている必要があるが、仮にどのような対策がとられようとも、完全な安全を住民に保証することは不可能である。

なお、その後に記載されたものも含め、被告九州電力が主張するのは、地震や津波の対策のみである。しかし、原子力発電施設に関しては、飛行機事故（墜落）やテロの対象になる等の可能性も否定できないし、他国との交戦状態に陥った場合の攻撃の標的とも当然なり得るところ、被告九州電力はこの点についての安全対策について何ら主張していない。これは、玄海原発ではテロ等への対策は何らされていないためと思われるところ、結局のところ安全対策としては明らかに不十分であり、被告九州電力の原子力発電施設の安全性に関する主張も、明らかに失当である。

(2) 第1項及び第2項について

それに記載されている設備が存することは認めるが、それで安全対策として十分であることは争う。

これらの対策では事故防止対策として不十分であったことは、福島第一原発事故が発生したことのみに明らかなである。

(3) 第3項について

それに記載されている設備等が存することは認めるが、それで安全対策として十分であることは争う。

これらの対策では事故防止対策として不十分であったことは、福島第一原発事故が発生したことのみに明らかなである。特に、「閉じ込める」設計については、訴状にも記載しているように、福島第一原発事故では5重の防壁はまった機能しなかったものである。

なお、被告九州電力は、同(3)イ③で、安全評価審査指針が定める基準に合致している旨を述べているが、同安全指針に従って運転されていた福島第一原発において過酷事故が発生したことに照らせば、同指針を基準に安全性を主張しても無意味である。

(4) 第4項について

事実については不知。

これを以て過酷事故対策として十分であるという点については争う。

(5) 第5項について

原子力防災について、計画が存することは認めるが、その詳細については不知。

また、被告九州電力が定める玄海原子力発電所原子力災害対策について、これで対策として十分であるという趣旨であれば争う。

4 第4について

国による確認については、そのような確認がなされること自体は認めるが、詳細については不知。また、「適切性が確認されている」(2行目から3行目)については争う。

5 第5について

(1) 同1項について

安全性を確保されるように設計されているという点については争う。

なお、地震及び津波に対する対策のみでは、原子力発電施設の安全対策として不十分であることは上述のとおりである。

(2) 同2項について

調査として十分であることは争い、具体的な内容については不知。

被告九州電力は、十分な調査をしていると主張するのであれば、行った調査の内容とその結果について、その記載された具体的な資料を提出されたい。

なお、活断層の調査及び評価については、従前我が国において建設された原子力発電所においては、不十分な調査しか行われていないか、もしくは不当にその危険性が存在しない方向での評価が行われてきたことは、上記の敦賀原発や柏崎刈羽原発の事例に照らしても明らかである。

(3) 同3項について

評価の正確性については争い、検討方法等については不知。

被告九州電力においては、十分な調査・検討をしていると主張するのであれば、行った調査の内容とその結果について、それらが記載された具体的な資料を証拠として提出されたい。

(4) 同4項について

争う。

第6 第6について

1 同1項について

経済産業大臣から緊急安全対策をとるよう指示があったことは特に争わないが、その具体的な内容は不知。

また、その対策の内容について、原子力安全・保安院の確認を受け、被告の

緊急安全対策が適切に実施されていると判断されているということについても
不知であるが、そもそも、原子力安全・保安院はすでに存在しない組織である
上、結局福島第一原発事故発生以前に作成された従前の安全基準を基準にした
判断であり、仮にこのような判断がされているとしても、まったく無意味であ
ることを指摘しておく。

2 同2項について

具体的内容については不知。このような対策で十分であるということについ
ては争う。

なお、高圧発電機車を配置した等というが、結局場当たりの対応がされて
いるに過ぎない。

第7 第7について

争う。

なお、被告九州電力において原子力発電設備が安全である（重大事故発生の具
体的危険性がない）と主張するが、結局のところ国の作成した基準に合致してい
るというものばかりである。しかしながら、既述のとおりもはや国の策定した安
全指針自体が無意味なものとなっている以上、同基準に合致するという主張立証
を行ってもまったく無意味である。

要するに、被告九州電力は、独自の基準等に従って玄海原発が安全であること
を立証しなければならず、かつ、この立証ができないのであれば、玄海原発が安
全であるとは到底言えないものである。

以上